

千葉県耐震診断助成事業の実施に係る取扱要領

千葉県耐震診断助成事業要綱（以下「事業要綱」という。）第25条及び、千葉県耐震診断費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第32条に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を、次のとおり定める。

1 共通

(1) 補助予定件数等の周知

市長は、千葉県耐震診断費補助事業に係る当該年度の予算が確保されたとき、速やかに、次の事項等を公表し、市民に周知するものとする。

- ア 補助予定件数
- イ 交付申請の受付期間
- ウ 募集方法
- エ 交付申請額が予算額に達した場合の取扱い

(2) 受付期間

交付申請の受付期間は、次の事項を勘案して決定するものとする。

- ア 補助事業者が交付申請するために必要な十分な期間が確保できること
- イ 補助事業者への補助金支出に係る手続きが年度内に完了すること
- ウ 国費に係る補助金交付申請等の手続きが適切に実施できること

(3) 募集方法

募集方法は、申請見込件数や予算などを勘案して、ア又はイのどちらかを選択するものとする。

- ア 先着順にて受け付ける。
- イ 受付期間内の申請件数が募集件数を超えた場合、公開抽選により決定するものとする。公開抽選を実施し、補助事業の対象者を決定したときは、千葉県耐震診断費補助事業抽選結果通知書（別記様式第3号）により抽選結果を通知するものとする。申請件数が募集件数以内であったときは、申請を行ったすべての者を補助事業の対象者とし、それ以降の申請については先着順にて受け付ける。

2 木造住宅

(1) 補助事業者

（事業要綱第2条第8号）

補助金の交付を受けることが困難であると、市長が認める場合とは、病気又は介護等の理由により、病院へ入院又は施設等へ入居している場合などで、親族とは2親等以内の親族をいう。

(2) 住宅の所有者が複数の場合の取扱い

(事業要綱第2条第8号)

所有者が複数存在する場合、所有者のうち当該住宅に居住する者全員に係る市民税・固定資産税及び都市計画税の滞納がないこととする。

(3) 耐震診断基準の取扱い

(事業要綱第2条第10号)

一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」は、2004年7月改訂版もしくは2012年6月改訂版を使用すること

3 マンション

(1) 耐震診断基準、指針の取扱い

(事業要綱第2条第14号)

- ア 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」は、2001年10月改訂版を使用すること
- イ 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」は、2009年12月改訂版を使用すること
- ウ 一般財団法人日本建築防災協会「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」は、2011年9月改訂版を使用すること

附 則

この要領は、平成19年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。